

旭川方面留置施設視察委員会

施設視察委員会について

委員会設置の趣旨

平成19年6月1日施行の「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、留置施設運営の透明性を高め、被留置者の適正な処遇を確保するため、部外の第三者からなる機関として、「旭川方面留置施設視察委員会」が北海道警察旭川方面本部に設置されております。

委員会の組織

委員会は、北海道旭川方面公安委員会から任命を受けた法曹関係者、医療関係者、地域の代表の3名で組織されております。

なお、委員は非常勤の地方公務員であり、その任期は1年です。

委員会の任務

旭川方面の各留置施設を視察し、その運営に関し、留置業務管理者（警察署長）に意見を述べます。

委員会の意見など公表

北海道警察旭川方面本部長は、毎年、委員会の意見及びこれを受けて留置業務管理者が講じた措置の内容をとりまとめ、その概要を公表します。

施設視察委員会の活動概況

令和3年度 旭川方面留置施設視察委員会の意見と措置

令和3年度中に旭川方面留置施設視察委員会が、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、各留置業務管理者（警察署長）に対して述べた意見と、これを受けて留置業務管理者が講じた措置などの概要は、次の通りです。

	意見	措置
1	浴室が若干狭いので改修工事の際に広くすることを検討して頂きたい。 【旭川東署】	庁舎の建て替えや改修などの機会があれば要望について検討することとしたい。
2	2名定員の居室が狭いので庁舎建て替えの際に広くすることを検討して頂きたい。 【旭川中央署】	古い建物で居室が狭いため、単独居室としており、過多となる場合は他署へ委託している。
3	一般面会の一組15分間の制限を、運用上必要がある範囲での制限に止めていただきたい。 【全施設】	管理運営上の問題から制限しているが、遠隔地からの面会等は必要性を認め面会時間を増やす対応を行っている。
4	入浴回数が少ないので、夏季はタオルを渡して清涼感を担保していただきたい。 【全施設】	自殺防止の観点から居室内でのタオル使用は不可能であるが、保健衛生上必要を認める場合は特例入浴として、管理運営上支障のない範囲で対応する。